

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年3月2日（令和5年（行情）諮問第237号）

答申日：令和5年6月22日（令和5年度（行情）答申第144号）

事件名：「訓練資料3-03-03-07-06-2 5. 56mm機関銃MINIMI」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「訓練資料3-03-03-07-06-2 5. 56mm機関銃MINIMI 陸上幕僚監部 平成6年11月（1枚目から10枚目までを除く。）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年11月11日付け防官文第21200号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、不開示部分を開示するとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

処分庁は、原処分の不開示理由として法5条1号及び3号に該当するとしているが、法令の解釈適用を誤った違法な処分であるから、これを取り消し、不開示とした部分を開示するとの裁決を求める。なお、情報公開・個人情報保護審査会への諮問にあたって提出される理由説明書においては、行政文書開示決定通知書に記載された「不開示とした部分と理由」をそのまま添付するのではなく、一部開示決定処分を行なった理由を具体的かつ詳細に説明されたい。

また、本件行政文書開示請求について、処分庁は令和2年1月27日付けで法11条の開示決定等の期限の特例規定を適用するとの通知（防官文第907号）を行ってきたが、同規定が定める要件をみたしておらず、理由がないから法11条の適用をすることはできず、法10条1項による開示決定等の期限（令和2年1月27日）を渡過した違法な処分であることについての確認を求める。このことについては、令和3年7月21日付けで行政不服審査法3条に基づき、本件請求について、速やかに残りの部分

の開示決定の処分を行うよう求めるとの不作為についての審査請求を提起したが、現在までに情報公開・個人情報保護審査会への諮問等は行われておらず、法の趣旨を没却させるものであることを指摘する。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、「陸上自衛隊教範「5. 56mm機関銃MINIMI」」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として「訓練資料3-03-03-07-06-25. 56mm機関銃MINIMI 陸上幕僚監部 平成6年11月」（以下「特定文書」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和3年2月25日付け防官文第2571号により、特定文書の1枚目ないし10枚目について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分を行った後、令和4年11月11日付け防官文第21200号により、特定文書の1枚目ないし10枚目を除く部分（本件対象文書）について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

#### 2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とした。

#### 3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「処分庁は原処分の不開示理由として法5条1号及び3号に該当するとしているが、法令の解釈適用を誤った違法な処分であるから、これを取消し、不開示とした部分を開示するとの裁決を求めるとして、原処分の取消しを求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(2) 審査請求人は、「本件行政文書開示請求について、処分庁は令和2年1月27日付けで法11条の開示決定等の期限の特例規定を適用するとの通知（防官文第907号）を行ってきたが、同規定が定める要件をみたくしておらず、理由がないから法11条の適用をすることはできず、法10条1項による開示決定等の期限（令和2年1月27日）を渡過した違法な処分であることについての確認を求める。」などと主張するが、法11条に規定する開示決定等の期限の特例については、開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい

支障が生ずるおそれがある場合に適用することができるとされているところ、開示請求に係る行政文書が著しく大量かどうかは、一件の開示請求に係る行政文書の物理的な量とその審査等に要する業務量だけによるわけではなく、行政機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙等を考慮した上で判断されるものであることを踏まえ、本件開示請求においても適用したものである。

(3) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年3月2日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月17日 審議
- ④ 同年5月19日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年6月16日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示部分の不開示情報該当性について

###### (1) 別表の番号1に掲げる不開示部分

ア 標記不開示部分には、火器及び弾薬に係る自衛隊の装備品の性能に関する具体的かつ詳細な情報が記載されていると認められる。

イ そうすると、当該不開示部分は、これを公にすることにより、装備品等の質的能力が推察され、防衛省・自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その弱点をつくことを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

###### (2) 別表の番号2に掲げる不開示部分

ア 標記不開示部分には、各種射撃訓練等に係る具体的かつ詳細な情報が記載されていると認められる。

イ これを検討するに、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、

能力及び練度が推察され、悪意を有する相手方がその対抗措置を講ずることが可能になるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表の番号3に掲げる不開示部分

標記不開示部分は、訓練資料のモデルとなっている各被写体の個人の写真の顔部分であり、当該各部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

そこで、法5条1号ただし書該当性について検討するに当たり、上記各部分を含む自衛官の顔写真を公にする慣行の有無、範囲等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象文書中の各被写体は、全て自衛官であり、防衛省・自衛隊においては、自衛官のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供しているなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分における被写体である自衛官は、かかる慣行のない佐官以下の階級の者であり、公表されていない者である旨説明し、これを覆すに足りる事情は認められない。

そうすると、当該不開示部分は、法令の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められないので、法5条1号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該不開示部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別表 不開示とした部分とその理由

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	95 ページ及び153 ページのそれぞれ一部	自衛隊の装備品の性能に関する情報であり、これを公にすることにより、装備品等の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
2	189 ページ, 207 ページ, 218 ページ, 219 ページ, 221 ページ, 226 ページ, 249 ページ, 251 ページ, 256 ページ, 257 ページ, 260 ページ, 282 ページ, 283 ページ, 285 ページ及び291 ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育・訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
3	266 ページ, 270 ページ及び271 ページのそれぞれ一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため、不開示とした。